

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月4日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第34号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 給与条例第38条第1項前段及び給与等条例第29条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（第3条、第5条及び第7条において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第38条の2各号又は給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定に基づき育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）<u>第5条の3第1項</u>に規定する職員以外の職員</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>第5条の4 [略]</p> <p>2 給与条例第38条第5項の給料月額に乗ずる割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員、公益法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている職員及び第2条第9号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 給与条例第38条第1項前段及び給与等条例第29条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（第3条、第5条及び第7条において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第38条の2各号又は給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定に基づき育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）<u>第7条第1項</u>に規定する職員以外の職員</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p><u>(10) 自己啓発等休業職員（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業をしている職員をいう。）</u></p> <p>第5条の4 [略]</p> <p>2 給与条例第38条第5項の<u>100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める</u>割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員、公益法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている職員並びに第2条第9号及び第10号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p>

(4)・(5) [略]

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 給与条例第39条第1項前段及び給与等条例第30条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（第11条、第12条及び第13条において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第39条第5項において準用する給与条例第38条の2各号又は給与等条例第30条第5項において準用する給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第5条の3第2項に規定する職員以外の職員

(6) [略]

(7) 第2条第9号に該当する者

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) [略]

(2) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員、公益法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている職員及び第2条第9号に掲げる職員として在職した期間

(3)・(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) 育児休業法第9条第1項の規定に基づく部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間

(4)・(5) [略]

(6) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第5号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 給与条例第39条第1項前段及び給与等条例第30条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（第11条、第12条及び第13条において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第39条第5項において準用する給与条例第38条の2各号又は給与等条例第30条第5項において準用する給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する職員以外の職員

(6) [略]

(7) 第2条第9号及び第10号に該当する者

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) [略]

(2) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員、公益法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている職員並びに第2条第9号及び第10号に掲げる職員として在職した期間

(3)・(4) [略]

(5) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 育児休業法第19条第1項の規定に基づく部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間

(9) [略]

(10) [略]

3 職員に公益法人等派遣職員であった期間がある場合において、当該期間中に前項第5号から第9号までに掲げる期間に相当する期間があるときは、当該期間は、それぞれ同項第5号から第9号までに掲げる期間に含むものとする。

別表第1 (第5条の3関係)

給料表	職員	加算割合
[略]		
任期付職員 条例第7条 第1項の給 料表	5号給以上の給料月額 を受ける職員	[略]
	4号給及び3号給の給 料月額を受ける職員	
	2号給及び1号給の給 料月額を受ける職員	
任期付研究 員条例第5 条第1項の 給料表	5号給以上の給料月額 を受ける職員	
	4号給及び3号給の給 料月額を受ける職員	
	2号給及び1号給の給 料月額を受ける職員	
[略]		

[略]

(10) [略]

(11) [略]

3 職員に公益法人等派遣職員であった期間がある場合において、当該期間中に前項第2号(第2条第10号に相当する期間に限る。以下この項において同じ。)及び第5号から第10号までに掲げる期間に相当する期間があるときは、当該期間は、それぞれ同項第2号及び第5号から第10号までに掲げる期間に含むものとする。

別表第1 (第5条の3関係)

給料表	職員	加算割合
[略]		
任期付職員 条例第7条 第1項の給 料表	5号給以上の号給及び 任期付職員条例第7条 第3項の規定により決 定された給料月額を受 ける職員	[略]
	4号給及び3号給を受 ける職員	
	2号給及び1号給を受 ける職員	
任期付研究 員条例第5 条第1項の 給料表	5号給以上の号給及び 任期付研究員条例第5 条第4項の規定により 決定された給料月額を 受ける職員	
	4号給及び3号給を受 ける職員	
	2号給及び1号給を受 ける職員	
[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。